

<一般委託>

横須賀都市計画道路等検討業務委託 仕様書

横須賀市都市計画道路等検討業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「横須賀都市計画道路等検討業務 特記仕様書」のとおり
2	履行期間	契約締結日から令和3年3月26日
3	施行場所	横須賀都市部都市計画課
4	業務内容	別紙「横須賀都市計画道路等検討業務 特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「横須賀都市計画道路等検討業務 特記仕様書」のとおり
6	関係法規	都市計画法
7	資格要件	「管理技術者」として技術士(建設部門:道路)資格を有するものを選任できること。 過去に同一業務、類似業務を経験しているものを選任すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	都市部都市計画課 三浦大陸(TEL:046-822-8133)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
---	---

横須賀都市計画道路等検討業務  
特記仕様書

(適用範囲)

第1条

本特記仕様書は、横須賀市(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)が行う、「横須賀都市計画道路等検討業務委託」(以下「本業務」という。)について適用する。

(目的)

第2条

前回の都市計画道路網検討から約10年が経過したことで社会情勢も変化している。本業務は、横須賀都市計画区域における長期未着手の都市計画道路も含め、都市計画道路について現在の社会経済情勢、並びに本市の目指すべき将来都市像に的確に対応するためにその必要性の再検証を行い、見直し原案を策定するための支援業務を委託するものである。また、長期未着手となっている衣笠駅南土地区画整理事業についても併せて必要性の検証を行う。

(期間)

第3条

本業務は契約締結時から、令和3年3月26日までとする。

(疑義)

第4条

本業務実施にあたり、本仕様書及び適用する法令等に疑義を生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、甲と乙がその都度協議の上決定するものとする。

(法令等の順守)

第5条

乙は、本業務の実施にあたり関連する法令等を順守しなければならない。

(中立性の保持)

第6条

乙は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第7条

乙は、本業務において知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

(監督職員)

第8条

甲は、本業務における監督職員を定め、乙に通知するものとする。

2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(管理技術者)

第9条

乙は、本業務の実施にあたり、技術上の管理及び統括等を行う管理技術者を定め、その者の氏名、その他必要な事項を甲に通知するものとする。管理技術者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者を変更するときは甲の書面による承諾を得なければならない。

3 管理技術者は、第11条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

(照査技術者)

第10条

乙は、本業務の成果物等の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その者の氏名、その他必要な事項を甲に通知するものとする。照査技術者を変更したときも同様とする。

2 照査技術者を変更するときは甲の書面による承諾を得なければならない。

3 照査技術者は、照査計画を作成し業務実施計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

4 照査技術者は、照査計画に従いその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。

#### (業務実施計画書)

##### 第 11 条

乙は、契約後速やかに業務内容・工程・人員の配置・データの管理手法等を計画した業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

#### (工程管理)

##### 第 12 条

乙は、業務計画書に基づき、適切に工程管理を行わなければならない。

2 乙は、作業の進捗状況を甲に報告しなければならない。

3 工程に変更が生じた場合には、速やかに甲と協議しなければならない。

#### (提出書類)

##### 第 13 条

乙は、本業務の着手、完了にあたり甲の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(1)着手届

(2)管理技術者及び照査技術者届(経歴書添付)

(3)業務計画書

(4)完了届

(5)成果品

#### (貸与資料)

##### 第 14 条

本業務の実施に当たり、業務に必要となる資料については、甲は乙に貸与するものとする。貸与した資料は乙の責任において管理し、取扱いは十分注意するものとし、業務完了後速やかに返却するものとする。なお、平成 19 年から 21 年において第 1 回都市計画道路見直しを行い、横須賀市全線全区間で必要性検証を行った結果、存続・留保付き存続・変更・廃止を導き出し、変更・廃止については都市計画変更を終わらせており、また併

せて市道の未整備路線について道路整備プログラムを策定している。本資料も貸し出しをする。

2 乙は貸与された関係資料等を本業務以外に使用することを禁じ、取り扱い及び保管に関しては慎重に行うこととする。また、本業務上必要であっても甲の承諾なしに複製してはならない。なお、貸与された関係資料等及び複製された資料は、本業務完了後速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲の本業務上必要とする資料については、完了前であっても速やかに返還するものとする。

(参考文献等の明記)

第 15 条

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

2 引用にあたり著作権者の許諾が必要な場合は、著作権者の許諾を得るものとする。

(損害賠償)

第 16 条

乙は、本業務中に生じた諸事故や、甲または第三者に与えた損害に対しては、甲の指示により乙の責任において迅速に処理するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 17 条

乙は、契約により生ずる権利又は、義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第 18 条

乙は、契約の処理を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(環境配慮要求事項)

第 19 条

乙は、本業務を実施するにあたっては、甲の「環境マネジメントシステム〈YES〉」の趣旨を理解し、環境負荷低減に努めるものとする。

(再生材、環境配慮製品の使用)

第 20 条

乙が本業務において使用する資機材については、「よこすかのグリーン購入」に配慮し、可能な限り環境配慮製品を使用するものとする。甲に納品する成果物の材料については、他に代替できないなどの特別な場合を除き再生材を使用するものとする。

(暴力団の排除)

第 21 条

乙は、横須賀市暴力団排除条例に定める「暴力団員等」ではないこと。また、乙は本業務を遂行するにあたり、横須賀市暴力団排除条例の趣旨を理解し、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めることとする。

(個人情報の保護)

第 22 条

乙は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別紙 1 「個人情報の取り扱いに関する特記事項」に掲げる事項を順守しなければならない。

(業務内容)

第 23 条

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 上位関連計画、関連施策の現状整理

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、かながわの交通計画、横須賀市都市計画マスタープラン、横須賀市立地適正化計画から横須賀都市計画道路の位置づけを整理する。

(2) 横須賀市の都市計画情報、地勢の把握

既往調査資料や市からの貸与資料、現地調査から得られるデータをもとに横須賀市の現状において把握する。

### (3) 都市計画道路の見直し検証

#### ① 見直しの考え方検討

前回見直しの検討内容を踏まえ現在の情勢に合わせた必要性の再検証及び道路整備プログラムの再策定を行う。

#### ② 将来交通量推計

本見直しの基礎資料となる将来交通量推計を行う。なお別業務で使用したH22センサスを元にしたH42の将来交通推計のデータは貸与する。

#### ③ 個別路線の見直し検証

整備済み路線については建築制限の残存箇所の確認を市で行う。(計画通り施工されていない一部の路線や区間において精査し現道への都市計画変更の可能性を検討。)

未整備路線については見直しの考え方検討、将来交通量推計から検討し、廃止・変更・新規・存続を導き出す。存続路線については、以下の点から整理する。

##### (ア)概成済み路線(存続路線の一部)

必要性による再検証、路線(区間)が持つ機能面の確認を行い、併せて将来交通量推計から交通量の機能面の確認を行う。その結果から、機能が充足する場合においては都市計画変更の可能性を市で検討する。

##### (イ)存続路線

将来交通量推計から現道(代替路線)への都市計画変更又は廃止の可能性を検討する。

##### (ウ)留保付き存続路線

将来交通量推計から現道(代替路線)への都市計画変更又は廃止の可能性を検討する。前回作成した道路整備プログラムから、長期的事業の見通しが立たない路線についても廃止の可能性を検討する。

### (4) 衣笠駅南土地区画整理事業の必要性の再検証

以下の点から整理し、衣笠駅南土地区画整理事業の必要性を検証する。

- ・ 策定時の役割整理と現状の整理
- ・ 廃止理由の整理
- ・ 地域の将来像想定
- ・ 廃止後の代替手段の検討

(打合せ協議)

第 24 条

業務を円滑に遂行するため、節目の段階において打合せ協議を実施するものとする。(初回、中間3回、最終の5回を想定)

(報告書作成)

第 25 条

上記の調査、検討成果を報告書として取りまとめを行うものとする。

(検査)

第 26 条

乙は本業務の行程毎に自主検査を行ったうえで、監督員の確認を受けるものとする。乙は本業務完了後、甲の完了検査を受けるものとし、甲から手直し指示があった場合は速やかに修正を行わなければならない。この場合、検査又は再検査の合格をもって完了する。

2 乙は、完了検査に際しては、成果品の予備その他関係資料を整えておくとともに、本業務の管理技術者を出席させなければならない。

(成果品)

第 27 条

本業務に伴う成果品は、次の通りとする。

- |                   |                    |     |
|-------------------|--------------------|-----|
| ・ 報告書             | A 4                | 2 部 |
| ・ 電子データ           | A 4 版              | 1 式 |
|                   | (CD-R 又は同等以上の電子媒体) |     |
| ・ その他監督員が必要と認めた資料 |                    | 1 式 |

(成果品の帰属)

第 28 条

本業務の成果品については、すべて甲に帰属するものとし、甲の許可なく公表、貸与、譲渡及び使用してはならない。

(成果品の不備訂正)

第 29 条

本業務の成果品納入後、不良箇所又は不適當な部分が発見された場合は、乙の責任において甲の指示により速やかに訂正、補充するものとし、

これに要する費用はすべて乙の負担とする。なお、完了検査合格後においても同様とする。

(その他)

### 第 30 条

乙は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) 入力システムに基づき、監督職員に登録内容の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が乙に届いた際には、直ちに監督職員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が 10 日間に満たない場合は、監督職員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。